

和歌山大学教職員組合

[内線]7989 [tel/fax]073-452-3671

[mail]wakumi@cypress.ne.jp

[HP]http://www.cypress.ne.jp/wakumi/

第2号 通算第60号2012年7月12(木)

7月給与から「減額支給」が強行されます

すでに「くれない News」等でお伝えしてきた通り、大学は国家公務員の「給与特例法」に「準ずる」形で、本学でも給与の大幅減額を決定しました。今月 17 日に支給される給与から、4.77 -9.77%の比率で「減額」が行われる見通しです。

しかし、この決定には、組合も過半数代表者も合意していません。働く者の合意を得ることなく、 経営者側が一方的に決定した不利益変更は法律により*無効です。

*労働契約法第9条「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。」

「減額」分=不払い分の給与を大学に請求しましょう!

組合ではこの事態を、7月17日以降「減額支給」の強行により、本来支払われるべき給与の一部が「不払い」である状態が発生すると解釈しています。

そのため、働く者の権利として、この不払い分の給与額を大学に対して請求したいと思います。

この請求に応じて、大学側がすぐに「減額分=不払い分」を支給することは考えにくいですが、権利を守るために声を上げておなかければ、仮に将来、今回の「減額支給」について法的な判断が下されるような場合、権利を守るための十分な意志表示がなかったと判断されることになるかもしれません。

給与不払い分の請求については、組合でとりまとめて大学側に提出しますが、その際、請求する方の個人名を明らかにして集団請求を行いたいと思います。

この運動は、組合員・非組合員を問わず、広く「減額」の対象になる教職員の皆さんに呼びかけ、なるべく多くの方のお名前を集めて行いたいと考えています。

今回の「減額支給」に納得できない方は、ぜひ下記の用紙にご記入の上、組合までお届け下さい。 取り急ぎ7月18日までに集まったお名前を集めて、7月分給与についての請求を行います。以後、 大学側が「減額支給」を続ける限り、3ヶ月に一回程度、同様の「請求」を行っていく予定です。

キリトリヤン	

不払い分給与の請求に参加します

ご所属(学部 or 部局名): お名前:

上記にご所属・お名前を記入の上、お近くの職組 box または組合事務所までご提出下さい。